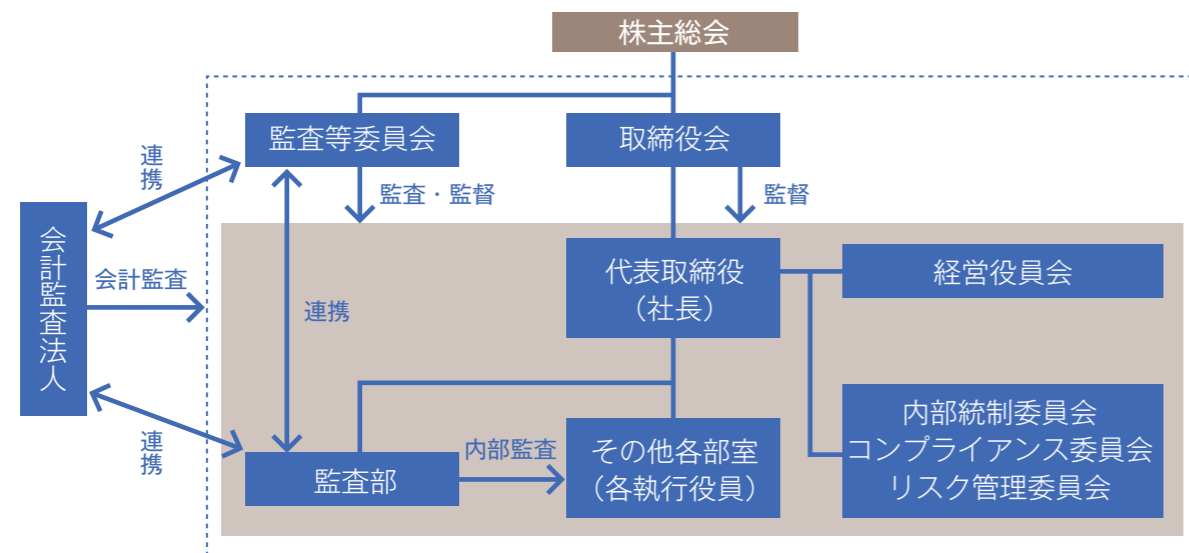


## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、創意工夫を凝らし社会的に信用される有用で安全な優れた製品・サービスを提供することが使命であり、その実現に当たっては、国内外の法令および社内規程を遵守し、社会規範や倫理に則って公正な企業活動を行うとともに、情報を適切かつ公正に開示することが必須であると認識しております。

かかる認識に基づき、当社は、事業環境が大きく変動する中において、経営の迅速な意思決定と健全性・透明性を確保しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定し、株主やあらゆるステークホルダーの皆様当社のコミットメントとしてお伝えするとともに、当社の自己規範として機能させることでコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。



## ガバナンス体制について

当社は、2015年6月開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

### 経営役員会

取締役会の職務の効率的な執行を確保するため、重要事項の協議機関として、執行役員等で構成する「経営役員会」を設置。業務遂行に関わる重要案件の審議、報告、連絡、調整等を行っております。

### 内部統制委員会

社長を委員長とし、本社各部室管理役員、各事業本部長、主要子会社社長等から構成される「内部統制委員会」を設置。グループ内部統制システムの構築、運用状況の確認、総括を行っております。

### コンプライアンス委員会

社会規範に則った企業活動、公正・公平に業務遂行することを目的に、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置。研修等の実施により、法令・倫理遵守への意識向上に努めています。

### リスク管理委員会

組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は社長を委員長とする「リスク管理委員会」が担い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う体制を構築しています。

▶コーポレートガバナンスに関する事項をホームページに掲載

[http://www.tatsuta.co.jp/company/governance/\\_file/internal\\_control\\_1707.pdf](http://www.tatsuta.co.jp/company/governance/_file/internal_control_1707.pdf)

## コンプライアンス

当社は、企業行動規範の一つにコンプライアンス（法令・社内規程・社会規範や倫理の遵守）を掲げ、コンプライアンス遵守のために、取締役会、監査等委員会による監督・監査の強化およびコンプライアンス委員会によるグループ各社におけるコンプライアンスに関する情報の共有、コンプライアンス推進活動に関する答申の協議等を行っております。

全従業員に対しては、当社が目指すべき方向を示した企業行動規範、コンプライアンスガイドライン等の社内規程を社内イントラネット等で周知しています。グループ各社についても、グループ内部統制システムを定めたグループ運営要綱を制定し、グループイントラネットに掲示。グループ各社内に周知し、その遵守を徹底しています。

また、業務の適正を確保するための「内部統制システムの基本方針」を整備。「内部統制委員会」がその運用状況の確認・総括に当たるとともに、運用の有効性を取締役会が監督しています。

内部統制委員会は、原則年2回開催し、2017年度は4月及び10月に開催しました。

## コンプライアンス教育

コンプライアンスに関する意識を全社的に高めるため、教育計画に基づく従業員研修、取締役へのトレーニング研修等を適時実施しています。



2017年度 コンプライアンス研修

### 従業員研修

従業員に対しては、教育計画に基づく研修を、新入社員教育、新任主任・係長研修、および新任管理職研修などの節目において実施。「コンプライアンスガイドライン」を制定し、コンプライアンスに関する全従業員の理解を促し、必要性・重要性を周知しています。

### 取締役へのトレーニング

取締役等の役員に対しては、取締役に対するトレーニングの方針に基づく研修等を適宜実施。取締役就任時に、取締役の役割・責務（法的責任を含む）について知識習得の機会を提供するとともに、年1回取締役会の実効性評価時に、取締役に対するトレーニングの状況を確認。必要に応じて更なる知識習得の機会を提供しています。

## 内部通報制度の周知と浸透

法令等に違反する行為、その恐れのある行為を早期に発見し是正することを目的に、タツタ電線グループ内部通報制度を整備運用し、通報受付窓口として社内と社外弁護士との2箇所を開設しています。

コンプライアンスに関して報告を受けた内容、及びその他の通報内容は、総務人事部を通して監査等委員会に報告されます。情報提供者には、通報を理由としたいかなる不利益な取り扱いも行わない旨を内部通報取扱要綱に定め、その運用をコンプライアンス委員会が監督する体制を整えています。